

「知らなかった」では済みません

良好な自然環境や生活環境を保全し、土壌汚染や土砂崩れなどの災害の発生を未然に防止することにより、市民の健康で安全・快適な生活を守る残土条例。今回はこの内容についてお知らせします。

土壌汚染や無秩序な埋め立てを防止

市では、土砂の埋め立て、盛り土、たい積行為および土砂などの土質について必要な規制を行うことにより、自然環境や生活環境を保全するとともに、災害の発生を未然に防止し、住民が健康で安全かつ快適な生活を確保する目的から、成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例を定めています。

安全基準に適合しない土砂とは

国の環境基準に準じて定められた市の安全基準に適合しない土砂のことで、カドミウムや有機燐、鉛などの含有比率が決められた基準値を超えると規制の対象となります。



の手続きが必要になります。なお、**安全基準に適合しない土砂**は、面積を問わず埋め立てに利用できませんので注意してください。主な内容は次のとおりです。

事前協議による住民との合意形成を重視

土砂などの搬入に伴う大型車両の交通量増加や自然環境の変化に

対する不安など、地域住民に与える影響は大きいものがあります。

そこで、事業者には、許可申請前に埋め立てにかかわる関係法令について関係機関と協議を行い、その上で地元の意向を把握するための説明会を開催し、事前に関係者の理解と協力を得ることを求めています。また、許可申請にあたっては、生活環境の保全、安全の確保の観点から住民の判断を許可基準に盛り込み、隣接土地所有者全員と事業区域から300m以内に住む世帯主の10分の8以上の承諾書の添付を義務付け、事業者と住民との合意形成を図ることとしています。

土質などの規制

本条例の許可による埋め立て行為を行うときはもちろん、他の法令(宅地造成など)の許可により埋め立て行為を行うときも、使用する土砂などが許可を受けた採取場から採取したものである場合は届

け出制としています。

また、これら以外の残土を使用する場合は許可制とし、土質の分析証明書の添付を義務付けています。なお、工事中についても2カ月ごとに土質および水質の検査を義務付け、搬入される土砂の安全性を確保することとしています。

土砂などのたい積の構造に関する規制

土砂などの崩落、飛散または流出による災害の発生を防止するため、埋め立てなどの高さ、のり面の勾配などを規制しています。

また、自然環境の保全を図るため、埋め立てによる盛り土の高さを、事業区域の接する前面の公道より2mを超えないよう制限しています。

情報開示義務

事業者は、「土砂等管理台帳」を作成し、その台帳を「地元住民や利害関係者」に対して事業「関わる関係書類の開示を義務付けています。

土地所有者にも事業者と同等の責任

適正な埋め立て行為などを確保していくために、土地所有者も共同事業者として事業者と同等の責務を負うこととなります。

「このため、もう知らなかった」「だまされた」では済みません。「おかしいな」と思ったら一人で悩まず、埋め立てに同意する前に環境対策課にご相談ください。

くわしくは同課 ☎ 20 153 (2)へ。

こんなときは 県民ダイヤルへ!

所有地に産業廃棄物や残土を捨てられてしまった、といったことでお困りの人は不法投棄専用電話(産廃残土県民ダイヤル) ☎ 043 223 380 1・24時間通報可(または環境対策課 ☎ 20 1532)へご連絡ください。

